# 赤川水系河川整備学識者懇談会　開催趣旨

【資料－1】

赤川水系河川整備学識者懇談会規約より抜粋

第２条（目　的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（国管理区間）」の案及び山形県知事が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（県管理区間）」の案について意見を述べるとともに、**河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べる**ものとする。また、河川整備計画（国管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

◆また、本懇談会において3年毎に事業評価について審議頂きます。

**赤川水系河川整備基本方針の策定（平成２０年９月）**

**第４回　赤川水系河川整備学識者懇談会（平成２４年７月２５日）**
・赤川水系河川整備計画（原案）について

**赤川水系河川整備計画の策定（平成２４年８月）**

**第５回　赤川水系河川整備学識者懇談会（平成２５年１１月１３日）**
・河川整備計画の点検
・事業再評価（赤川総合水系環境整備事業）

**第６回　赤川水系河川整備学識者懇談会（平成２６年１２月１９日）**
・河川整備計画の点検

**第７回　赤川水系河川整備学識者懇談会（平成２７年度内）**
・河川整備計画の点検
・事業再評価（赤川直轄河川改修事業）

**河川整備計画の点検**
**毎年実施**

**再評価　３年毎**
**※次回、再評価H27**